

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	龍ヶ崎市 ひとり親家庭の医療福祉費に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

龍ヶ崎市は、ひとり親家庭の医療福祉費に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

ひとり親家庭の医療福祉費に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、契約締結時には契約書とともに秘密保持事項を記した特記仕様書を綴じ込みし、締結している。

評価実施機関名

龍ヶ崎市長

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭の医療福祉費に関する事務
②事務の概要	茨城県医療福祉対策要綱及び龍ヶ崎市医療福祉費支給に関する条例に基づき医療福祉支給に関する事務を行っている。 ①申請に基づき、住民票に基づく異動等及び年齢、加入保険内容等により受給者の資格管理を行う。 ②世帯員の課税状況により対象となる制度の医療費助成の受給者証を交付する。 ③受給者からの償還申請や審査支払機関からの請求により医療費の一部負担金の助成を行う。
③システムの名称	医療福祉システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
医療福祉システム、中間サーバ	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 龍ヶ崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第9号 龍ヶ崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康スポーツ部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康スポーツ部保険年金課 301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康スポーツ部保険年金課 301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会には4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

医療福祉費の種類別に事務が分かれており、また、誤った事務に個人番号を紐づけないように他担当者と共に確認したうえで紐づけを行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月13日	I 5部署	健康福祉部保険年金課	健康づくり推進部保険年金課	事後	部署名変更のため
平成30年7月13日	I 7請求先	健康福祉部保険年金課	健康づくり推進部保険年金課	事後	部署名変更のため
平成30年7月13日	I 8連絡先	健康福祉部保険年金課	健康づくり推進部保険年金課	事後	部署名変更のため
平成30年7月13日	II 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	しきい値を再確認したため
平成30年7月13日	II 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	しきい値を再確認したため
令和1年5月23日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第15項	番号法第19条第8号	事後	法令上の根拠追加
令和1年5月23日	I 5 ②所属長の役職名	保険年金課長 吉田 宣浩	保険年金課長	事後	新様式対応
令和1年5月23日	II 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	しきい値を再確認したため
令和1年5月23日	II 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日	令和1年5月1日	事後	しきい値を再確認したため
令和1年5月23日	IV リスク対策		新様式対応	事後	新様式対応
令和1年5月23日	I ⑦特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	健康づくり推進部保険年金課	健康づくり推進部保険年金課 301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111	事後	
令和1年5月23日	I ⑧特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	健康づくり推進部保険年金課	健康づくり推進部保険年金課 301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111	事後	
令和2年5月27日	II 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	しきい値を再確認したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月27日	Ⅱ2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年5月1日	令和2年4月1日	事後	しきい値を再確認したため
令和4年6月2日	Ⅱ1 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日	令和4年4月1日	事後	しきい値を再確認したため
令和4年6月2日	Ⅱ2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日	令和4年4月1日	事後	しきい値を再確認したため
令和5年6月15日	I 5.評価実施機関における担 当部署①部署	健康づくり推進部保険年金課	健康スポーツ部保険年金課	事後	部署名変更のため
令和5年6月15日	I 7.特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	健康づくり推進部保険年金課 301-8611 茨 城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111	健康スポーツ部保険年金課 301-8611 茨城 県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111	事後	部署名変更のため
令和5年6月15日	I 8.特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問い合わせ	健康づくり推進部保険年金課 301-8611 茨 城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111	健康スポーツ部保険年金課 301-8611 茨城 県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111	事後	部署名変更のため
令和5年6月15日	Ⅱ1 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	しきい値を再確認したため
令和5年6月15日	Ⅱ2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	しきい値を再確認したため
令和6年11月15日	Ⅱ1 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	しきい値を再確認したため
令和6年11月15日	Ⅱ2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	しきい値を再確認したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月15日	IV 8 人手を介在させる作業		・十分である 申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。	事後	新様式対応
令和6年11月15日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策		2)目的を超えた紐づけ、事務に必要なない情報と紐づけが行われるリスクへの対策 ・十分である 医療福祉費の種類別に事務が分かれており、また、誤った事務に個人番号を紐づけないように他担当者とともに確認したうえで紐づけを行っている。	事後	新様式対応